若者定住促進宅地
分　譲　案　内



長　瀞　町

【 目　　次 】

宅地分譲の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.　1

分譲地調書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.　2

分譲地売却実施要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.　7

宅地分譲申込書(様式第1号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 10

委任状(様式第2号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 11

住民票移転確約書(様式第3号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 12

宅 地 分 譲 の 流 れ

町では、若者の定住促進を図るため、町が所有している土地を自らが居住するための住宅を必要とする方に「長瀞町若者定住促進宅地分譲条例及び同条例施行規則」に基づき分譲を行います。

今回は3区画を分譲します。

なお、一定の要件に該当する方は、町の定住促進住宅取得補助金の交付を受けることができます。（要件等は、事前に企画財政課　企画担当までお問合せください。）

■ 主なスケジュール

項　目	期日及び期間	内　　容
募集案内の開示	11／2（月）～	●長瀞町役場2階企画財政課で資料一式を配付します。（町ホームページにも掲載しています。）
申込み	12／7日（月）～ 12／23日（水）	●左記の期間内に別添申込書（様式第1号）に必要書類を添付し、企画財政課へ提出してください。
分譲の決定	令和9年1月中（予定）	●複数の申込みがあった場合は、15歳未満の子を扶養している方を優先し、その他の場合は抽選により決定します。
契約の締結	決定のあった日から30日以内	●契約締結の際、契約保証金（分譲価格の100分の10に相当する額）が必要です。（転売防止のため、10年間の買戻し特約を設定します。）
代金の納付	【納付期限】契約締結の日から60日以内	●納付期限までに町が発行する納入通知書により、代金を納付してください。 ●契約保証金は、売買代金の一部とすることができます。
所有権の移転登記	代金完納日以降	●売買代金完納後、町が嘱託登記を行います。 ●所有権移転登記に要する費用（登録免許税）は、購入者の負担となります。 ●共有私道（区画4）の持分3分の1を、各購入者へそれぞれ登記します。
自己住宅の建設	契約締結の日から3～4年以内	●3年以内に着手し、4年以内に完成することが条件になります。

分譲地調書

区画1

土地	所在地	長瀞町大字中野上字蔵宮573番2
	地目	宅地
	地積	287．48㎡
接面道路の状況		西側　幅員約4m未舗装町道 南側　幅員約4m未舗装通路（区画4）
法令等に基づく規制	適用法令等	埼玉県立自然公園条例《長瀞玉淀自然公園》
	指定地域	町全域
	当該地の区域	普通地域
	建ぺい率	無
	容積率	無
	その他	接道規定適用、要建築確認、土砂災害警戒区域
施設整備状況	上水道	引き込み可
	下水道	公共下水道
	ガス	プロパン
	電気	引き込み可
交通機関	バス	なし
	鉄道	秩父鉄道「野上駅」まで約1km
公共施設	役場	長瀞町役場まで約0．5km
	小学校	長瀞町立長瀞第一小学校まで約1．6km
	中学校	長瀞町立長瀞中学校まで約0．5km
参考事項		・共有私道として、区画4（所在地：長瀞町大字中野上字蔵宮573番10、地目：公衆用道路、地積：101㎡）の持分3分の1を、各区画の購入者にそれぞれ取得（登記）していただきます。 ・区画内に、東電柱及び支線があります。購入後、東京電力パワーグリッド株式会社と取り扱いを協議していただく必要があります。 ・共有私道内に水道の本管を敷設する必要があります。敷設する水道の本管工事費等は購入者3名で負担し、本管からの給水管及び公共下水道への接続工事費等は各個人負担となります。

分譲地調書

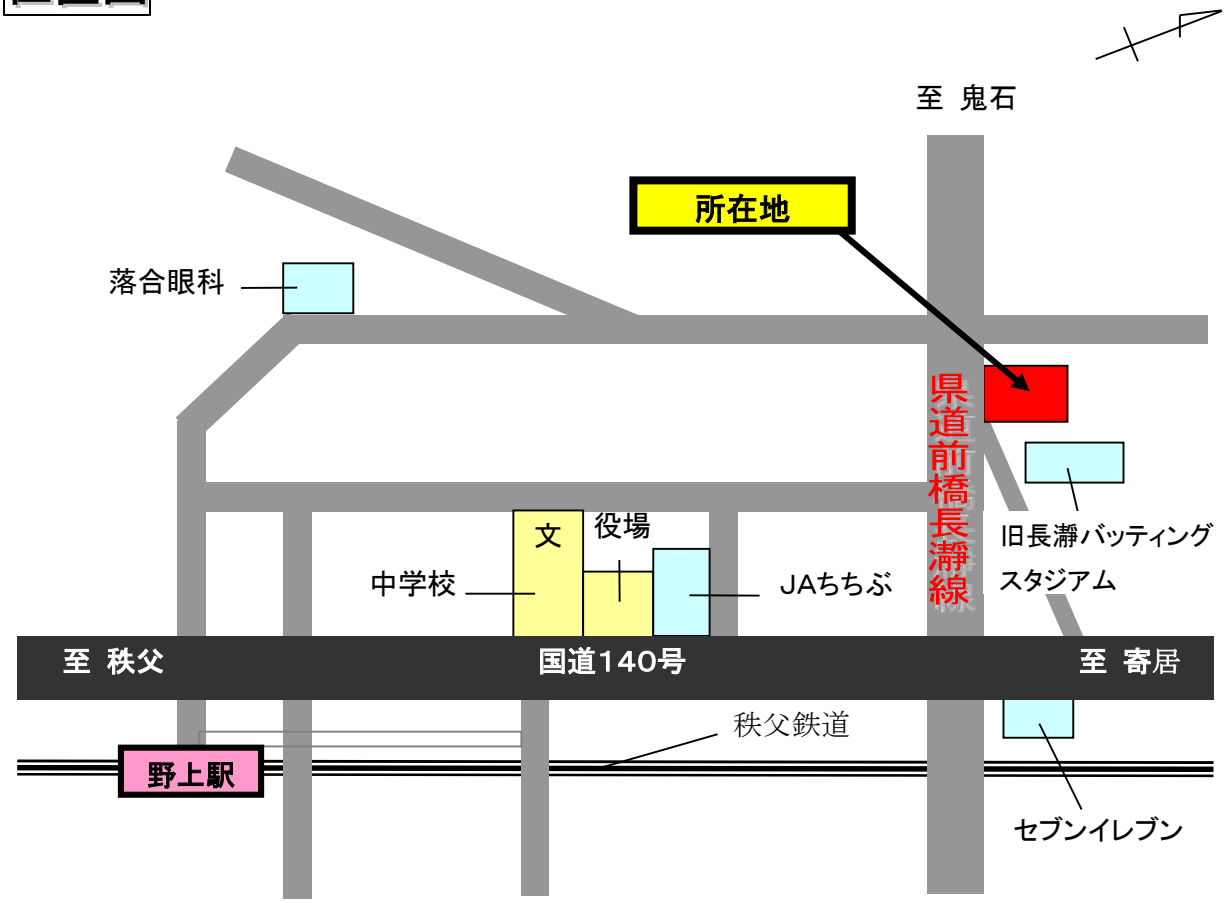
区画2		
土地	所在地	長瀞町大字中野上字蔵宮573番6
	地目	宅地
	地積	321．19㎡
接面道路の状況		南側　幅員約11m舗装県道 西側　幅員約4m未舗装町道 東側　幅員約4m未舗装通路（区画4）
法令等に基づく規制	適用法令等	埼玉県立自然公園条例《長瀞玉淀自然公園》
	指定地域	町全域
	当該地の区域	普通地域
	建ぺい率	無
	容積率	無
	その他	接道規定適用、要建築確認、土砂災害警戒区域
施設整備状況	上水道	引き込み可
	下水道	公共下水道
	ガス	プロパン
	電気	引き込み可
交通機関	バス	なし
	鉄道	秩父鉄道「野上駅」まで約1km
公共施設	役場	長瀞町役場まで約0．5km
	小学校	長瀞町立長瀞第一小学校まで約1．6km
	中学校	長瀞町立長瀞中学校まで約0．5km
参考事項		・共有私道として、区画4（所在地：長瀞町大字中野上字蔵宮573番10、地目：公衆用道路、地積：101㎡）の持分3分の1を、各区画の購入者にそれぞれ取得（登記）していただきます。 ・共有私道内に水道の本管を敷設する必要があります。敷設する水道の本管工事費等は購入者3名で負担し、本管からの給水管及び公共下水道への接続工事費等は各個人負担となります。

分譲地調書

区画3

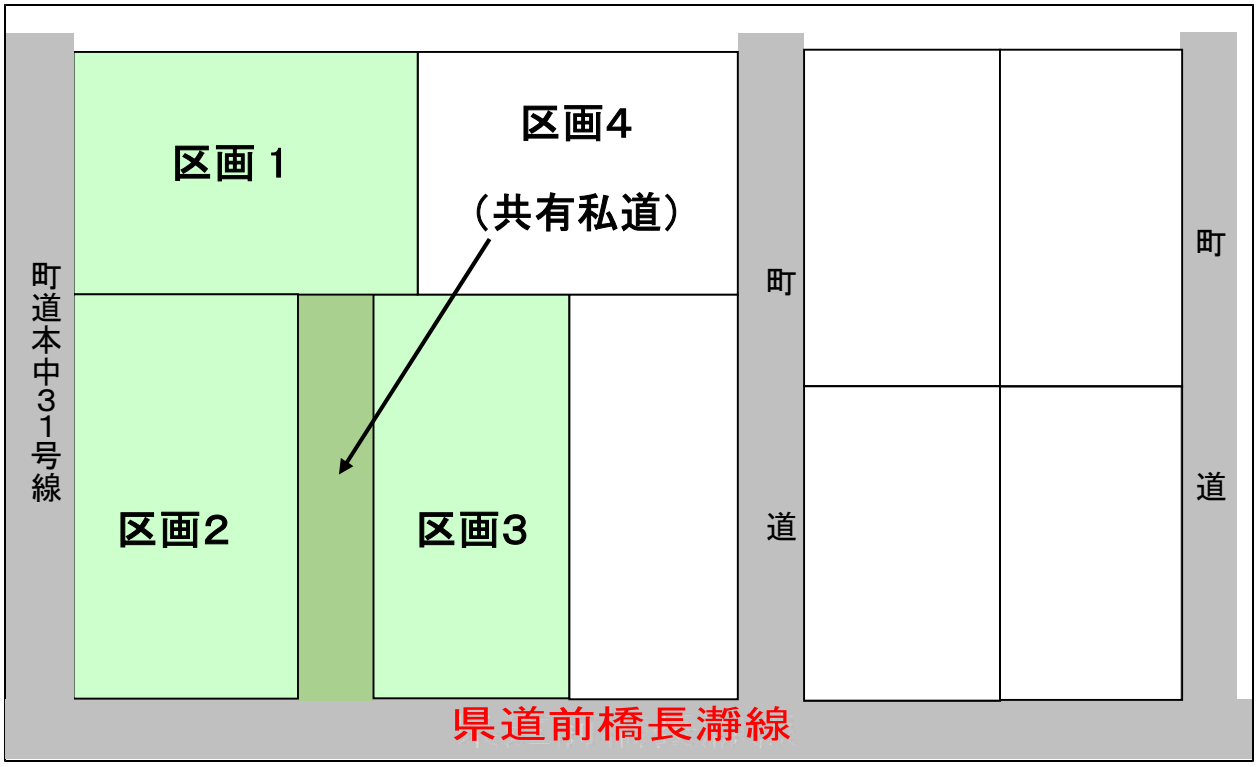
土地	所在地	長瀞町大字中野上字蔵宮573番7
	地目	宅地
	地積	298．35㎡
接面道路の状況		南側　幅員約11m舗装県道 西側　幅員約4m未舗装通路（区画4）
法令等に基づく規制	適用法令等	埼玉県立自然公園条例《長瀞玉淀自然公園》
	指定地域	町全域
	当該地の区域	普通地域
	建ぺい率	無
	容積率	無
	その他	接道規定適用、要建築確認、土砂災害警戒区域
施設整備状況	上水道	引き込み可
	下水道	公共下水道
	ガス	プロパン
	電気	引き込み可
交通機関	バス	なし
	鉄道	秩父鉄道「野上駅」まで約1km
公共施設	役場	長瀞町役場まで約0．5km
	小学校	長瀞町立長瀞第一小学校まで約1．6km
	中学校	長瀞町立長瀞中学校まで約0．5km
参考事項		・共有私道として、区画4（所在地：長瀞町大字中野上字蔵宮573番10、地目：公衆用道路、地積：101㎡）の持分3分の1を、各区画の購入者にそれぞれ取得（登記）していただきます。 ・共有私道内に水道の本管を敷設する必要があります。敷設する水道の本管工事費等は購入者3名で負担し、本管からの給水管及び公共下水道への接続工事費等は各個人負担となります。

位置図


至 鬼石
所在地
落合眼科
県道前橋長瀞線
旧長瀞バッティング
スタジアム
文
役場
中学校
JAちちぶ
至 秩父
国道140号
至 寄居
秩父鉄道
野上駅
セブンイレブン

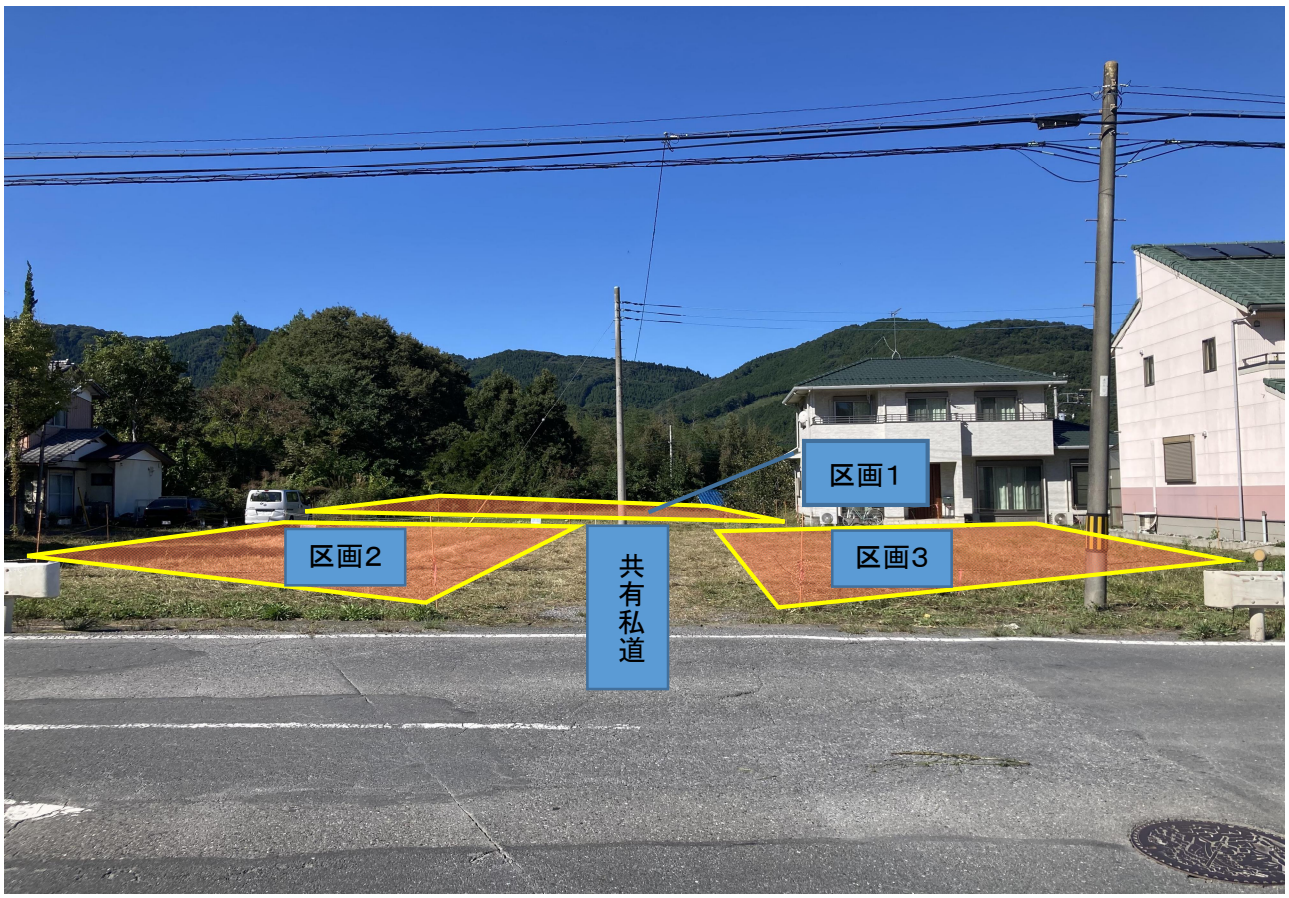
分譲区画地図

（地図の区画の広さは実際とは異なります。）



現　況　写　真

（表示した区画線は位置関係を示す概略であり、実際の境界と異なります。）



分譲地売却実施要領

1　土地の概要

（1）面積、価格等

区画番号	土地の所在地（長瀞町大字　中野上字蔵宮）	地目	面積（㎡）	分譲価格（円）	自然公園の区域（県立自然公園条例関係）	建ぺい率 容積率
1	573番2	宅地	287．48	4，780，055	普通地域	無
2	573番6	宅地	321．19	5，669，353	普通地域	無
3	573番7	宅地	298．35	5，251，238	普通地域	無

（2）注意事項

① 共有私道（区画4）の取得に係る価格（持分3分の1）は、上記の分譲価格に含まれています。（追加の土地代は発生しません。）

② 別途、水道加入金分相当額等及び下水道分担金が必要となります。

③ 共有私道内に水道の本管を敷設する必要があります。敷設する水道の本管工事費等は購入者3名で負担し、本管からの給水管及び公共下水道への接続工事費等は各個人負担となります。

④ 転売防止のため、分譲宅地の所有権移転完了の日から起算して10年間の買戻し特約の登記を行います。（買戻し価格は売買価格と同額となります。）

2　用途の制限

上記の土地又は所有権移転後にこの土地に設置した建物等の物件を、次に掲げる用途に供してはならない。

（1） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用途。

（2） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団等の事務所その他これらに類する用途。

3　申込資格等

（1） 町内に住所又は勤務場所があり、自ら居住する住宅を建設するため宅地を必要としている方。

（2） 町外に住所又は勤務場所があるが、当町に永住する目的のため住宅を建設するため宅地を必要としている方。

（3） 町が指定する日までに代金等の支払いが確実にでき、当該宅地に住宅を建設する資金調達ができる方。

（4） 土地の引渡し後、3年以内に住宅建設に着手し、4年以内に完成できる方。

（5） 市町村民税等の滞納がない方。

４ 申込み手続き

申込みは、１世帯につき１区画に限ります。同一世帯の方からの複数申込みや重複申込みは無効とします。申込みをする区画を指定して、宅地分譲申込書（様式第１号）に必要書類を添えて受付期間内にお申込みください。なお、抽選保証金は免除とします。

（１） 必要書類

① 申込者の履歴書（市販のものを利用してください）

② 申込み手続きをする方が代理人の場合は委任状（様式第２号）

③ 申込者及び同居しようとする方の住所とその関係を証する書類（入居予定者全員の住民票）

④ 申込者及び同居しようとする方の所得を証明する書類（所得課税証明書）

⑤ 申込者及び同居しようとする方の納税の状況を証する書類（滞納がないことがわかる証明書）

⑥ 申込者が町外居住者の場合は住民票移転確約書（様式第３号）

（２） 受付期間　　令和８年１２月７日(月）～令和８年１２月２３日(水)

※閉庁日（土・日）は受付を行いません。

（３） 受付時間　　午前９時～１１時３０分、午後１時～４時３０分

（４） 受付場所　　長瀞町役場2階　企画財政課　※申込みの受付は、持参のみとなります。

５ 申込者の心得

（１） 申込みしようとする方は、公告内容や申込条件等熟知しておかなければなりません。また、分譲物件は、現況有姿での引き渡しとなりますので、事前に必ず現地を確認しておいてください。

（２） 申込者は、受付期間内に町で指定する場所・時間に、申込書に必要書類を添えて自ら申込みしなければなりません。

（３） 代理人をもって申込みしようとする方は、代理人に委任状（様式第２号）を提出させなければなりません。 ※委任状に使用する委任者の印は、実印を使用すること。

６ 分譲の決定

（１） １区画に対し、２名以上の申込みがあった場合は、１５歳未満の子を扶養している方を優先し、その他の場合は抽選により１名に決定します。

（２） 抽選に出席しなかった場合、抽選の結果について異議を申し立てることができません。

（３） 分譲決定者がその権利を放棄したときは、次点者を分譲決定者とします。

（４） 分譲を決定したときは、宅地分譲決定通知書（様式第５号）によりその旨を通知します。

７ 契約の締結及び売買代金の支払い

（１） 契約締結期限は、分譲決定の日から３０日以内とします。

（２） 契約書に使用する印鑑は、実印となりますので、印鑑証明書が必要となります。

（３） 期限内に契約を締結しないときは、決定を取り消しします。

（４） 契約締結の際、契約保証金（分譲価格の１００分の１０に相当する額）を納付しなければなりません。（契約保証金には利子を付しません。）

（５） 売買代金は、契約締結の日から６０日以内に納付しなければなりませんが、既納の契約保証金は売買代金の一部として充当します。

（６） 期日までに売買代金を完納しないとき又は契約を破棄したときは、契約を解除し、契約保証金は町に帰属します。

８ 所有権の移転

（1） 土地代金完納後、町が嘱託登記を行います。

（2） 所有権移転登記に要する費用（登録免許税）は、購入された方の負担となります。

９ お問合せ先

長瀞町役場 企画財政課 財政担当 TEL 0494－66－3111 内線221・222

様式第１号（第３条関係）

※印の欄は記入の必要はありません

<table>
<tr><td>※受付番号</td><td>※抽選番号</td><td colspan="3" rowspan="2">宅地分譲申込書</td><td>希望分譲
宅地名称</td><td>希望区画
番　　号</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>蔵宮</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">申込人</td><td>ふりがな
氏　　名
生年月日</td><td colspan="2">（　　年　　月　　日生）</td><td>現住所</td><td colspan="2">〒

TEL</td></tr>
<tr><td>勤務先
及び
役職名</td><td colspan="2"></td><td>勤務先
所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

入居予定者の状況	氏　　名	年齢	続柄	勤務先又は職業	年　　収	備　考
			本人			

<table>
<tr><td rowspan="5">資金計画</td><td>区　分</td><td>土　地</td><td>建　物</td><td colspan="2">現在の住まい
（持家　同居　借家　その他　　）</td></tr>
<tr><td>自己資金</td><td></td><td></td><td colspan="2" rowspan="4">申込理由（具体的に記入のこと）</td></tr>
<tr><td>借　入　金</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（予定借入先）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">建築予定日</td><td colspan="2">令和　　年　　月頃</td></tr>
</table>

長瀞町若者定住促進宅地分譲条例及び同施行規則をよく検討し承諾したうえで、上記のとおり関係書類を添えて宅地分譲を申込みます。

令和８年　　月　　日

長瀞町長　岩　田　　務　様

申込者氏名

添付書類

(1)　申込者の履歴書

(2)　代理人の場合は委任状（様式第２号）

(3)　申込者及び同居しようとする者の住所とその関係を証する書類(婚約者の場合は婚約を証する書類)

(4)　申込者及び同居しようとする者の所得を証明する書類

(5)　申込者及び同居しようとする者の納税の状況を証する書類

(6)　申込者が町外居住者の場合は住民票移転確約書（様式第３号）

様式第２号（第３条関係）

委　任　状

令和８年　　月　　日

長瀞町長　岩　田　　務　様

〒

申込者住所

ふ り が な

申込者氏名

（署名又は記名押印）

電 話 番 号　　（　　）

宅地分譲申込みに係る権限を下記の者に委任します。

記

（受任者）

住　所

氏　名

連絡先

様式第３号（第３条関係）

住民票移転確約書

令和８年　　月　　日

長瀞町長　岩　田　　務　様

〒

申込者住所

ふ り が な

申込者氏名

（署名又は記名押印）

電 話 番 号　　（　　）

私は、このたびの宅地分譲申込みに際し、住宅完成時に長瀞町に住民票を移転することを確約いたします。